

保管する電気機器のPCB汚染の確認はお済みですか？

平成13年に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によりPCB廃棄物を保管する事業者は保管状況の届出、平成28年7月までの廃棄処理が義務付けられています。しかし、PCBを使用していないとされる電気機器等にもPCBに汚染された絶縁油などが含まれていることが明らかとなっており、こうした微量PCB汚染廃電気機器等の把握が重要な課題となっています。

一方、環境省では国全体での環境問題の解決を目的として地域グリーンニューディール事業を実施しており、地球温暖化対策事業、廃棄物処理事業、海岸漂着物対策事業を対象に都道府県や政令指定都市で基金を造成しています。この支援事業には微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業が含まれており、保管する電気機器にPCBが含まれているかを確認するための分析費用に対して多くの自治体が助成金を交付して支援しています（詳細は各自治体にお問い合わせください）。

当協会では以前よりPCB分析について豊富な実績を有しておりますが、上記のような社会的要請に応えるため、これまで以上に受け入れ態勢を強化しております。個人・法人を問わずPCB汚染について疑問をお持ちの方は、下記問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

【PCB廃棄物保管事業者への規制の概要】

1. 毎年度、都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）へ保管および処分状況の届け出なければならない。
2. 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければならない。
3. 平成28年7月15日までに処分又は処分を委託しなければならない。
4. 保管する事業場は廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に適合していなければならない。
5. 譲り渡し、または譲り受けてはならない。

＝ PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは ＝
熱に対して安定で、電気絶縁性が強く、ビルの受電施設などに使われる高圧トランスや照明器具などに使われるコンデンサの絶縁油に使用された。

発がん性など人体に対して強い毒性があり、ダイオキシン類と同様に健康被害・環境汚染で問題となっており、わが国では昭和47年に製造が禁止されています。国際的にも残留有害物質に関するストックホルム条約が平成16年に発効し、平成37年までの使用全廃、平成40年までの適正な処分が決められています。

わが国では、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」で決められた平成28年の処理期限に向けて、PCB廃棄物処理施設の整備が進められている。

（問い合わせ先）

社団法人日本油料検定協会
総合分析センター

環境計量士 池田 愛一郎
谷口 白出二

TEL 078-841-4931
FAX 078-822-0530

インターネットによるお問い合わせは本ホームページの「お問い合わせフォーム」をご利用ください。